

シニア会員細則

(目的)

第1条 この細則は、正会員がシニア会員への登録に関することについて定める。

(申出)

第2条 年齢 65 才以上の正会員は、シニア会員を選択することができる。シニア会員を選択する者は、所定のシニア会員変更届を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第3条 シニア会員は、正会員の年会費の 40%相当額を年会費として支払う。(USPTA は正会員と同額とする)

2. 会費の納入は、年 1 回とし、毎年 4 月末日までに納入しなければならない。
3. 満 65 歳に達した年の翌年度より発生する。

(復会)

第4条 シニア会員は、正会員に復会することはできない。

(参加及び制約)

第5条 シニア会員は、定款第 22 条第 1 項の理事の候補者を選任する事項について、役員候補者選任規程に基づいて、選挙権は与えられ、被選挙権は与えられないものとする。

(罰則)

第6条 シニア会員といえども、賞罰規程が適用される。

(慶弔見舞)

第7条 シニア会員といえども、慶弔見舞金規程が適用される。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項が生じた場合には理事会の決議により定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

一部改定 平成 23 年 4 月 1 日

平成 24 年 11 月 12 日(第 6 条)

平成 28 年 9 月 30 日

第 2 条 年齢 60 歳以上を年齢 65 歳以上に変更

第 3 条 3 項 満 60 歳を満 65 歳に変更

本改訂は平成 29 年度より運用を開始する。ただし、既に満 60

歳に到達している者または平成 29 年 3 月 31 日までに満 60 歳に到達する者は平成 29 年度以降も随時シニア会員を選択できる。なお、既にシニア会員となっている者には本改定は適用されない。

第 5 条 「役員候補者選任規程に基づいて、」を挿入